

第1回 練馬区区民協働推進会議 議事概要

《日時・場所》

- 1 日時 平成22年8月18日 午後3時～午後5時
- 2 場所 練馬区役所本庁舎19階 1907会議室

《次第》

- 1 開会
- 2 委嘱式
- 3 挨拶
- 4 委員紹介
- 5 座長・副座長の選任
- 6 案件
 - (1) 会議の運営について
 - (2) 会議の役割について
 - (3) 協働事業提案制度・評価制度の創設について
 - (4) 協働の拠点の整備について

《出席者》

大垣喜久江委員、小川善明委員、小室裕一委員、佐藤勝彦委員、杉田憲弘委員、平修久委員、瀧澤利行委員、高橋司郎委員、長澤英男委員、犬塚隆委員（区民生活事業本部長）、山中協委員（産業地域振興部長）
（事務局）地域振興課職員 3名
（傍聴者）なし

1 開会

事務局

- ・第1回練馬区区民協働推進会議を開催する。座長が決まるまで事務局が進行を務めることとする。
- ・次第に従い委嘱式を行う。

2 委嘱式

- 犬塚区民生活事業本部長より委嘱状を交付

3 挨拶

犬塚区民生活事業本部長

- ・練馬区が協働に取り組む直近の経緯について説明を行い、挨拶に代えさせていただく。
- ・練馬区では昨年12月に練馬区の基本構想を策定し、練馬区がめざす10年後の姿として「ともに築き 未来へつなぐ 人とみどりが輝く わがまち練馬」と定めた。この「ともに築き」が協働である。また、基本構想を実現するための区政経営の基本姿勢の一つに「区民と区との協働のまちづくり」を掲げている。
- ・現在、地域課題が山積しており、区民満足度の高いまちづくりを実現するためには、自治体である練馬区だけでは対応できないということをご存知のとおりである。こうしたことから区民と区との協働による地域課題への取り組みが、何よりも求められていることである。
- ・区では本年3月に区民と区との協働の指針を定め、協働の取り組みを進めている。本日の議題でもあるが、協働の具体的な取り組みの体現として、協働事業提案制度の案を庁内で検討し、まとめたところである。こうした具体的な取り組みを通じて関わっていただき、また、ご意見、ご要望などをいただきながら、協働事業をよりよいものとしていきたい。
- ・こうした経緯のうえで、本会議体があることをご理解いただき、実りある会議になるようお力添えをお願いします。

4 委員紹介

- 各委員による自己紹介

5 座長・副座長の選任

事務局

- ・練馬区区民協働推進会議設置要綱の規定では、座長は委員の互選となっている。ご意見をいただきたい。

委員

- ・座長、副座長について事務局案があればご紹介いただき、異議がなければ、事務局案に

賛同したということでもいいのではないか。

事務局

・座長は平委員、副座長は瀧澤委員でいかがか。

(各委員拍手により賛同)

- 座長挨拶

6 案件

(1) 会議の運営について

事務局

- 資料1の説明

座長

・質問、意見があればお出しいただきたい。

・公開に関しては、一般的に実施していることである。資料1のとおりでよいか。

・本日、傍聴者はいるか。

事務局

・本日、傍聴者はいない。

座長

・議事録の公開について、要点をまとめたもので、個人名は表記しない方法でよいか。

委員

・座長、副座長の表記はどうするか。

委員

・座長・副座長の発言でも、委員としての発言があると思う。委員としての発言の場合には、委員と表記し、会議の進行に関する場合には、座長、副座長と表記したほうがよい。

座長

・そのようなことが可能であればお願いする。

事務局

・議事録を作成する際に、その点に配慮して作成する。

副座長

・委員の場合、A委員、B委員のように委員の前にアルファベットなどを付すか。

事務局

・ただの委員でよいのではないか。

座長

・アルファベットなどを付さずに、ただの委員ということでもよいか。

・全委員了解ということであるので、今議論をした方法で、会議の公開、議事録の公開を行う。

(2) 会議の役割について

事務局

- 資料2、資料3、資料4を用いて会議の役割を説明
- ・練馬区では本年3月に協働指針を策定した。この指針の中で、今後協働を進めるため、体制整備、環境整備、人材育成に取り組んでいくこととしている。体制整備の一つに、協働を進めるうえでの区民との協議組織を設置し、協働を推進する施策について、さまざまな分野で活動している団体の皆様から意見をいただきながら、進めていくこととしている。これにより、本会議を設置した。
- ・会議の役割については、資料2の設置要綱の第2条で示したとおりである。
- ・会議の開催予定は、資料3のとおりである。また、協働事業審査委員会については、本日の議題である協働事業提案制度の中で、提案された事業を審査していただくための審査員を本会議の委員より選出していただきたい。

座長

- ・こうした会議は、首長より諮問を受けて、それに基づき議論を行い、答申を行うという形式がよくある。本会議は、そうした諮問に対して議論を行うものか、それとも、委員の中から議論をしたい事項を出し、それについても、議論をしていくものなのか。

事務局

- ・本会議の役割は、計画づくりのように、諮問に対して提言をいただくものではなく、協働指針に基づき、協働を推進するための仕組みをつくる段階で意見をいただくとともに、それを実践していくうえで、良かった点、良くなかった点をチェックしていただき、良くなかった点については、改善策を検討していただくことである。
- ・協働を進めていくうえで、協働指針に掲載してない事項が必要になった場合には、内容に応じて、本会議または別の会議体で議論する。

座長

- ・本会議の役割は、設置要綱の2条の協議事項(1)から(6)まであり、(6)で「その他、区民と区との協働を推進するうえでの必要な事項」とある。協働を推進するうえで、新たな協議事項が発生した場合には、(6)を踏まえて議論をしていく。
- ・協働指針で大きなテーマ、課題が示されているため、まずは、それらを実践していくための議論をしていく。
- ・会議の役割について、質問、意見があればお出しいただきたい。

委員

- ・指針の中のポイントは、協働事業提案制度や評価制度、拠点の整備などである。これを踏まえたスケジュールが提示されているが、任期2年の中で、こうしたポイント部分は、今年度で議論されるとすれば、協働を進めていくうえで、設置要綱第2条の(6)その他の事項が出てくると思う。
- ・これだけの専門家が参加しているのであれば、毎回、決められたテーマを議論する以外

にも、協働を進めるにあたり、更に必要な事項などを、自由な発想で意見交換などができる時間を作ってはどうか。

座長

- ・案件にその他を設け、その他の中で、自由に意見交換ができる時間を設けるといってよいのか。
- ・その他に質問・意見はあるか。

委員

- ・協働事業提案制度など協働を進めるうえでの、財源は重要である。その財源はどうするのか。

事務局

- ・区では、平成 22 年度から 26 年度を実施年度とした長期計画を策定した。その長期計画の実施計画に協働事業提案制度を盛り込み、予定金額として 500 万円の歳出を予定している。
- ・実際には、年度ごとの予算に関する手続きを踏むことになるが、担当課としては、実施計画どおりの予算の確保に努めていく。

委員

- ・協働事業提案制度の予算が 500 万円ということだが、その 500 万円の事業だけを見て、協働事業が成功したという議論にはならない。他の自治体では、500 万円というレベルでの議論をしていないのはいないか。
- ・提案事業で 500 万円というのはいいが、これだけのメンバーがいるのであれば、将来的に 500 万円の提案事業の仕組みづくりだけに限定するのではなく、各部署が協働事業に予算を振り向けていくような議論をしていくことが望ましいのではないか。

座長

- ・今の意見についても含めて、当面議論しなければならない課題を議論したうえで、その他の事業についても検討していく。

委員

- ・協働事業提案制度は、練馬区まちづくりセンターが実施している提案事業に非常に似ている。まちづくりセンターの提案事業は、「たまご部門」3 万円と「はばたき部門」30 万円の助成を行っている。この事業は、毎年同じ団体が繰り返し提案を行っているため、事業に広がりがなく、点にしかかかっていない。
- ・提案制度のような仕組みをつくる場合、入り口、途中経過、チェック、出口のシステムをしっかりと構築しておく必要がある。そうしないと、事業についての正しい成果が計れない。
- ・提案事業を審査、評価委員は、事業を行った後の状態まで把握しきれていない。また、審査委員が現場を知らない。こうしたことを踏まえて、協働事業提案制度、評価制度の議論していく必要がある。

座長

- ・今の意見は次の案件で議論いただく。会議の役割について、他に意見はあるか。

委員

- ・今までの協議の中で、会議の役割を委員全員共通の認識ができたか。

副座長

- ・本会議の役割について、協働事業提案制度に関する議論を行い、また、本会議の委員からその事業を審査する委員を選出し、更にその事業について評価を行うことが、本会議の固有の役割である。その役割にプラスアルファの議論を行い、今後の方向性を出す程度までを役割とするのか、それとも、協働に関して次に繋げていくようなものも含めて広く議論を行うことまでを役割としていくのか、事務局の考え方を伺いたい。

事務局

- ・提案事業も含めて、幅広く議論をいただきたいが、会議ごとにテーマがあるため、まず、そのテーマを議論していただく。その議論の中で、更に広がりのある議論が必要な場合には、本会議にお諮りしながら進めていきたい。

座長

- ・焦点は、この会議で各委員からの提案をどこまで受け止め、議論をしていくかということである。
- ・具体的な話がない中での議論であるため、はっきりと方向性を示すことが難しいところであるが、スケジュールで示されている案件以外について議論をする場合には、事務局と座長、副座長で調整を行い案件としていくことでよいか。

副座長

- ・スケジュールで示されているテーマ以外に、協働に関する取り組みについて、各委員が自由に意見を出し、その中で適当なものを順番に議論し、一定の方向付けを行うことまでを本会議の役割とするのか、それとも、基本的にはテーマについて議論を行うことが役割であり、このテーマから派生した課題については、すぐに結論を出すのではなく、それに対するアイデアとか話題とかを共有し、つぎの段階での会議や必要ならば新たな会議体での検討事項として理解しておくのか、それによって、会議の進め方が変わってくるため、その点を共通認識すべきである。

委員

- ・提案制度はまちづくりセンターや地域福祉課で行っている。こうした事業については、区内部の会議においても、メリット、デメリットが指摘されている。
- ・本会議では、提案制度、評価制度の枠組みを議論していただき、提案された事業を審査委員会で審査し、実施する段階で、中間チェック、最終チェックを行い、その結果、改善すべき点を抽出し、改善をしていく。つまり、具体事例から離れない範囲での議論が本会議の核である。
- ・その他の事項については、当面、主題ではなく、副題的なものとして取り扱っていただ

きたい。

委員

- ・練馬区には提案制度の事業が多くあるが、中には審査を通過してから、真剣に事業計画をする団体もある。
- ・問題は、審査をする人が現場を知らないことである。机上の空論で審査を行い、事業後のチェックも行っている。公金を使って事業を行う以上は、区民のため、地域のために役立つ提案事業であることを見抜くための評価制度を創っていく必要がある。今までの提案制度では、その評価の部分が不足している。

座長

- ・本会議は、協働指針を踏まえての会議体であるため、協働指針の内容は尊重し、それらを中心に議論を行う。
- ・その他の事項については、今後会議を進めていくうえで、柔軟に対応ができる部分もあるとの認識を持ちながら進めていく。

(3) 協働事業提案制度・評価制度の創設について

事務局

- 資料5の説明

座長

- ・質問、意見があればお出しいただきたい。

委員

- ・協働指針にあるイメージ図では、区民と各活動主体と区の3つに分けて記載されているが、資料5の協働の図では、各活動主体と区との関係しか記載されていない。
- ・また、協働事業提案制度において、区民の意見が反映できるようなしくみを設けることができないか。

事務局

- ・協働指針のイメージ図では、区民というのは、専ら活動主体と区との協働事業によるサービスの受け手という意味である。個々人の活動による区との協働、団体との協働という要素もあるが、サービスの受け手としての区民として理解していただきたい。資料5の協働の図において、活動主体と区しか記載はないが、協働事業の目的は、区民へのサービス提供である。
- ・区民意見の反映等について、協働指針では、活動主体と区とがいっしょになって、汗を流すことを前提としており、会議への参加やパブリックコメントによる意見提出などは、区政への参加・参画ということで、協働とは分けている。ただし、協働事業を進めていくうえで、サービスを受ける区民の意見については、協働事業の評価において重要な要素である。

委員

- ・協働事業の評価を公開し、それに対して区民から意見を募る予定はあるか。

事務局

- ・協働事業の評価については、活動主体と区の双方が評価を行い、更に、区民参加の本会議において評価をしていただく予定である。

座長

- ・他に意見はあるか。

委員

- ・まちづくりセンターの提案事業へは、任意団体が提案するケースが多い。任意団体やNPO法人は資金不足で、活動するための経費がないため、こうした助成金に走る。また、特定の団体だけが提案している状況である。
- ・協働事業提案制度のような事業は、他の自治体でも実施しているので、練馬区独自のしくみが創れないか。約 250 団体ある町会・自治会や約 200 団体あるNPO法人などを活用して、一区民が参加できるようなしくみを創るのが先ではないか。協働事業提案制度では、一部の区民にしか行き渡らない。練馬区全域に行き渡るしくみを創り、試してみるのが大事ではないか。

事務局

- ・まちづくりセンターが行っている助成金の制度は、まちづくりに関心がある人を増やし、みんなでまちをつくっていくための土壌づくりを行う支援事業である。
- ・まちづくりセンターの事業は、団体に助成金を交付し、事業結果について報告を受けるだけだが、協働事業は、自立している団体と区とが手を組んでお互いが足りない資源を補完しあい、対等な立場でいっしょに課題に対して取り組むことである。

委員

- ・今までの行政の事業は、個人を対象に行ってきた。ところが、税収が減少し、高齢者率が近い将来 30%になる状況の中、行政が個人を対象に施策を講じていくのが不可能になってきている。学者は新しい共同体をつくる必要があると言っている。しかし、今のところ新しい共同体の答えを出す学者はいない。そこで、本会議で新しい共同体について議論を行い、煮詰めていきたい。そうしなければ、練馬区からの新しい発信にならないのではないか。

委員

- ・事務局が考えている協働を実現するには、500 万円では足りない。本来は練馬区発、他自治体では実施していない練馬区と地域との協働を実現するためには、最低でも 5 億円は必要である。
- ・ある助成事業では、初年度 3 千万の予算であったが、現在は 1 億の事業がある。しかし、団体からの申請が予算に達しない状況である。何故このような状況になるかという、行政からお金を出さず、その条件があまりにも厳しく、条件を満たすには、しっかり

した町会・自治会やNPOに限定され、個人や個人の集団レベルでは不可能である。

- ・こうしたことを踏まえ、500万円というのは、あくまでスタート事業であり、試金石であるということで議論を進めてはどうか。
- ・また、まちづくりセンターなどが行っている提案事業とは、性質が違う事業であることを確認し、議論を進めてはどうか。

委員

- ・500万円というのは、予算要求を500万円しかしていないことである。500万円を実施する事業は、モデル事業であり、将来的にはモデル事業の手法を用いて、幅広く展開していくことになるのではないか。モデル事業で育った事業の中で、区が全面的に実施しなければならない事業が生まれてくれば、その事業はいくらかかっても実施をしていただきたい。
- ・また、申請時のすべての書類を作成するのは大変な作業である。途中で採用を見送られる事業に単にバツを付けるのではなく、翌年度の事業や他の事業において展開できるような、救ってあげるような発想でも検討していく必要がある。500百万の協働事業のためだけで、議論をするのではもったいないので、発展系の事業と選定されなかった事業を捨てるような制度を、今後、議論をしていく必要がある。

委員

- ・提案制度の申請書を見ると、全く個人では提案できない内容になっている。こうした提案制度をつくる際は、区も汗を流して考えて欲しい。この提案制度を区民に提示したところで、誰が応募するのか。応募できないような条件で、提案を募集するのはおかしい。全く賛成できない内容である。

座長

- ・賛成できない点を具体的に確認したい。

委員

- ・団体でしか申請できないこと。資料5の説明の図では、区民から区が抱えている課題について、協働事業の提案を受けとなっている。団体でなくてもいいのではないか。
- ・区内には約200団体のNPO法人がある。そのNPO法人の中で、年収が500万以上あるNPO法人は4分の1程度しかない。何故、そのような状況になっているかというと、助成金である。助成金と称して少額の金額を与え、事業を行わせているため、各NPO団体やボランティア団体が、自ら事業を立案し実施していく気持ちを無くさせてしまっている。助成金を継続的に与えることにより、団体や人材が育たない。それと同じことを今回実施しようとしている。こうしたことを実施すべきではない。
- ・実際50万円では何ができると思うか。例えば、商店街の活性化にしても、商店街に事務所を構え、そこで何か事業をやろうとしても、50万円ではとてもできない。
- ・こうしたことを踏まえて、みんなが考えて提案できるような制度を創っていただきたい。

座長

- ・今の指摘に対して意見はあるか。

委員

- ・先程から予算の話がでていたため申し上げる。提案制度の500万円は固定的な考えではない。また、練馬区では約2000億の予算があり、さまざまな事業を実施している。今回の資料に掲げた分野においても、既にさまざまな形態で協働事業を行っている。提案制度は、本来、区だけで行っている事業でも、協働の手法を用いることで、もっといい事業が実施できるようになるのではないかと。そうした事業が変わっていくきっかけとなる制度にしていきたい。一番避けたいのは、先程より指摘がある補助金を出すことによって団体の育成を阻むことである。区がお金を出して結果を待つのではなく、提案を受けた事業に対して、区の事業関係課が、対等な関係でいっしょになって事業を行えるかどうか、この提案制度の鍵である。
- ・成長社会でないため、予算もどんどん増やせるわけではないが、既存事業をデコレーションするような形にまでもっていければいいのではないかと。
- ・今いただいた意見を承知したうえで、具体的な提案の中身を見極めていきたい。

委員

- ・指針を策定する会議でも、議論されたことなので申し上げます。区の事業の中には、区の職員が直接行っている事業と業者に委託等をしている事業がある。民間業者に委託している事業を地域に委ねることによって、地域の活性化に繋がり、しかも、効果があり、業者に発注するよりも大きい成果を生んでいる事業もある。
- ・一方、こうした取組みを大きく進めると、民間業者の経営を圧迫するという側面もあるため、協働の範疇を何処まで進めるのか神経を使うところである。
- ・区の事業を地域住民と協働で行うことにより、成果が上がり、予算に余裕ができて、その予算が他の事業に回せる部分もあるが、民間業者の経営の圧迫ということも踏まえて、協働という議論を進めなければならない。

座長

- ・今いただいた意見を踏まえ、事務局に検討をお願いします。

委員

- ・財源の問題、申請手続きの難しい問題はあるが、今までの事業と違うのは、区の役割として、経費の負担だけでなく、広報や情報提供などをどれだけ区の職員が理解をして、区の持っている資源を提供し、役割を担っていけるかが、大きなポイントである。
- ・継続が必要な事業は、各所管課で事業化する可能性があるということなので、入り口としてこの提案制度が活用されればいいと思う。

座長

- ・確かに区の役割は重要である。他の自治体でも、協働事業が上手くいくかどうかは、第三者的にみれば、行政職員の熱心さにあると感じている。

- ・提案制度により協働事業を実施する職員にしてみると余計な仕事が増えたと思うかもしれないが、それも新しい仕事の1つとして捉えて、査定など要素にも含めて、考えていかなないと職員はやりにくいのではないかと思う。

- ・協働事業提案制度、評価制度は次回も議論する時間はあるか。

事務局

- ・委員からいただいたご意見を踏まえ、修正案を作成し、次回の会議で提示する。
- ・企画書の内容は、公金を支出していくために、一定の要件が必要であるが、ご意見も踏まえて、簡素化できるよう検討する。

委員

- ・一次審査の段階で、すべての書類の提出を求めるのか。

事務局

- ・すべての書類の提出を求める。
- ・地域福祉課の福祉のまちづくりパートナーシップ支援事業の例ではあるが、団体の中には、企画書の書き方に慣れていない団体が多く、職員が作成を手伝って作成をした例もある。
- ・こうしたことも踏まえて、提案を受ける段階で、地域振興課が団体や事業関係課と情報交換を行いながら、作成を支援していくことも検討する。

委員

- ・提案事業としてスタートした事業は、将来、区の直営事業として実施していくのか。

事務局

- ・そのような事業も生まれてくるのが望ましいと考えている。

副座長

- ・提案事業としてスタートした事業を、将来、区の直営事業として実施していく場合、区民の知的財産権も考えておく必要がある。事業によっては、開発や実施手法を明確に提示した団体や区民に対して、何らかのリスクがないと、区は、いいとこ取りと言われかねない。
- ・協働に関して先進的な自治体は、知的財産権に対して、困難な課題を抱えている。将来、区の直営で事業を行う予定があるならば、知的財産権への配慮も検討していく必要がある。

座長

- ・会議の時間の関係があるので、次の議題へ移る。
- ・この件について、意見がある場合は、8月27日までに事務局へ連絡をお願いします。

事務局

- ・今日いただいた意見および8月27日までいただく意見を踏まえ、庁内の会議で検討を行ったものを、次回の本会議に提示する。それに対して、再度ご議論をいただき、協働事業提案制度について、まとめていきたい。

(4) 協働の拠点の整備について

事務局

- 資料6の説明

座長

- ・この施設については、開設が平成26年ということであるが、施設整備の方向性や機能に関して質問、意見があればお出しいただきたい。

委員

- ・3頁の(仮称)区民協働交流センターの情報コーナーの中で、「参考資料等を掲示する掲示板」とあるが、これは、インターネットの掲示板まで想定しているのか。紙ベースでの情報掲示も必要であるが、情報の交流といった場合、物的掲示板上だけの交流でなく、インターネット上での交流という発想も今の時代は必要である。
- ・この方針案は施設や施設の機能に限定しているが、施設の周辺環境の視点が欠けているのではないか。

事務局

- ・IT技術などを使用した情報交流も検討していく。

委員

- ・町会連合会でもインターネットやホームページのことが議題にはなるが、それを理解できる人は少ないのが現状である。
- ・高齢化社会が進行する中で、区民が行事などを知るための媒体は、圧倒的に区報であり、次に町の中にある掲示板である。区報は新聞折り込みで配布されるが、自宅で新聞を取っている65歳以上の世帯は、半数を割っている。
- ・そうした現状を踏まえて、駅の構内の掲示板や、町の中の掲示板を活用していくことなど、今後、区の広報手段を工夫していかなければならない。
- ・パソコンを利用した情報発信、収集などは、遅々として進んでいない。

委員

- ・情報の周知における、掲示板の役割は大きいのではないか。

座長

- ・この件に関しては、今年度、どこまで検討するのか。

事務局

- ・開設予定が平成26年であるため、この施設の運営面については、適切な時期に改めて議論をお願いする。

座長

- ・この件に関して意見がある場合は、8月23日までに事務局へ連絡をお願いする。
- ・次回は、9月21日火曜日の午後4時から開催する。
- ・本日の会議はこれで閉会する。